

東京都私立幼稚園設置認可取扱内規

(50総学二第765号)

(昭和51年2月2日)

(趣旨)

第1 私立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の設置認可については、法令に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(名称)

第2 幼稚園の名称は、東京都内の既存の幼稚園と同一もしくはまぎらわしいものでないこと。

(設置者)

第3 幼稚園の設置者は、原則として学校法人とする。

ただし、人口急増地域等、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(適正配置等)

第4 幼稚園は、教育上適切な位置にあり、かつ、その地域の幼児人口等から、当該幼稚園が他の幼稚園等と不当に競合することなく、その役割を十分に果たすことが期待されるものであること。

2. 幼稚園の規模は、幼児教育の見地から過大な規模でないこと。

(開設の時期)

第5 幼稚園の開設は、原則として4月1日とする。

(施設及び設備)

第6 幼稚園に必要な施設及び設備は、原則として設置者が所有していること。

2. 保育室及び遊戯室の一室の面積は、次の各号に掲げる面積を標準とする。

(1) 保育室は、53平方メートル(約16坪)

(2) 遊戯室は、100平方メートル(約30坪)

(設置資金)

第7 幼稚園の設置に必要な資金は、原則として設置者の自己資金であること。

(園長兼任)

第8 園長が他の学校の校長等と兼ねる場合は、原則として2つを超えて兼ねていないこと。

(附 則)

1. この内規は、昭和51年4月1日から施行する。

2. 私立幼稚園設置基準取扱内規(昭和34年3月30日、34総私二発第2号)は、昭和51年3月31日限り廃止する。